

7月22日、人権について考える集会として、「自分らしく生きようプロジェクト」を開催しました。はじめに「人権って何？～教育の中の人権～」というテーマで明治大学教授の斎藤一久さんから講演をいただきました。日本国憲法や「子どもの権利条約」で謳われている「人権」について、分かりやすくお話していただきました。特に、子どもの人権については、中学校の校則で禁止されている髪型の「ツーブロック」は、なぜダメなのか、根拠はどこにあるのか、について話題になりました。



斎藤一久さん



その後、5つの分散会に分かれて、人権に関して実践していること、心藤さんの講演をうけて、など、日頃、感じている

また、教員が「〇〇ねばならない」ことに追われて、楽しそうに仕事をしていないことや、保護者や地域が学校に依存しすぎていることに問題があることも出されました。

それぞれの職場の実態を共有し、さまざまな職種・校種をこえた意見交換ができ、大変有意義な時間となりました。

「学校を力エル」ために、必要なことは?!
「教育を語る会」で様々な立場で意見交換

23日は、「教育を語る会」を開催し、教職員・保護者・子ども・医療従事者・議員など、様々な立場のみなさんに参加していただき、学校の内側から、外側から、それぞれの立場からご意見をいただきました。



青年部員から

今年小学校から中学校へ異動。忙しさから、「我慢」や「あきらめ」が蔓延し、人格が変わってしまう人も…。自分をあきらめた人は、キラキラしていない。私は、自分らしく生きるために決断していきたい。



議員の立場から

議会で「教職員は休憩を取れているのか」質問した。公教育の充実のためにも、教職員が働きやすい職場環境を行政に求めている。

親が思う「いい先生」と子どもが思う「いい先生」は違う。親が学校に望むことは、平等・公平に学ぶ機会を与えてほしいこと。そのためには、教職員の負担軽減を図ることも必要。



43人の参加でした。



医療従事者から

「子どものために」という学校現場と「患者さんのために」という医療現場は、状況が似ている。看護師が特にメンタル的にきつい。新人を育てる環境にないことも心配。今働いている人たちを大切にしよう要求している。



保護者から

各支部定期大会・総会から

北会支部 6月21日(水)

- ・初任研・経験者研修Ⅰを行っている先生で体調不良にもかかわらず、点滴をしてなんとか出勤する先生やある時に職員室で涙を流している姿を目にした。研修が負担になっており、安心して働ける職場になっていない現状がある。
- ・中学校部活動の休日における地域移行で、「合同練習会」が始まっている。しかし、一部の先生に負担がしわ寄せされている現状がある。また、合同練習では教職員が担当している場合が多く、地域移行にはなっていないのでは？子ども達が希望する部活動を継続させることが優先になってしまい、教職員の負担になっている場合がある。
- ・教員の数が足りていない。職員室に誰もいない。とにかく思い切った改革をしてほしい。



西白支部 6月30日(金)

- ・西郷村では子どもの給食費が無料となった。給食センターも新しくなる。
- ・学期末に2週連続の校内研修。その間児童は自習対応。これは本当に子どものためなのか。
- ・統合を機に、鼓笛や陸上などを無くした。
- ・再任用として週5日勤務は体力的にきつい。働く側の要望はなかなか聞いてもらえない。



安達支部 7月5日(水)

- ・学校訪問の翌日が原簿提出。日程が教職員によりそっていない。
- ・校務支援システムが導入されたが、同じ市内でも対応がまちまち。まだ使い慣れない。
- ・創立150周年記念式典に関連して、突然業務が入ってくる。急に言われても困ることも。
- ・フッ素洗口を希望しない子が増えてきた。保護者も意識が高まってきているのと思う。



2023人事院勧告



8月7日、2023年の人事院勧告が出されました。給与に関しては以下の通りです。

- ① 月給を3,869円引上げ(官民格差0.96%)
- ② 一時金(ボーナス)の0.1月引上げ(期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分)
- ③ 初任給の引上げ(大卒:約6% 11,000円)
- ④ 在宅勤務手当等の新設
 - ・1か月あたり10日を超えて在宅勤務することを命ぜられた職員に支給。
 - ・月額3,000円



日教組は、公務員連絡会に結集し、人事院と交渉を重ねてきました。昨年は、若年層の月給は上がりましたが、全ての年齢層の引上げ勧告は久しぶりです。

今後、福島県の人事委員会と県公務員共闘との交渉で、国の人勧以上の賃金アップや人材確保への具体的施策について強く求めていきます。

人事院勧告って？

国家公務員の給与など人事院が第三者機関として国に見直しを求める制度。民間の調査をし、比較し給与の差を算出します。県の人事委員会勧告に影響します。



学校の多忙化に拍車をかける！ 「福島県総合教育計画」とは… 教育課程編成検討推進委員会からの提言①

だれのため
の学力？

子どもたちに
本当に必要な
学力は？

何のための
学力？



しかし、福島県は求めています…

「全国学力・学習状況調査」
正答率を全国平均(100)以上に！

(全国の平均正答率を100とした場合の本県の比較値)

小学校	現況値(R3年度)	目標値(R12年度)	中学校	現況値(R3年度)	目標値(R12年度)
国語	99	→ 102	国語	101	→ 102
算数	95	→ 100	数学	96	→ 100



指標は相対的なものなので、教員や子どもたちの努力や成果がそのまま数値で現れるとは限りません。しかし、国は県のランキングを発表するなど、都道府県・市町村・学校・教員・子どもを競争に巻き込もうとしています。そして、他の都道府県に負けまいとする県が煽られ、目標値を達成させようとする中で現場では多忙化が促進することになります。

指標としている結果は、多様な子ども集団の平均値であり、それをもとにした相対的なものなので、たとえ数値が低くても、その数値に踊らされることなく、これまで通り、個々の子どもの学力を見取り、指導を続けていくことが大切なのではないでしょうか。

そして、このことについて職場の中で共通理解を図っていく必要があります。



知って安心 私たちの権利



病气やけがの時は、「病气休暇」を活用しましょう！

「病气休暇」は、負傷または疾病に係る療養のための休暇です。期間は、病气の内容によって定められています。

- (1) 結核性疾患により長期の療養を要する場合：2年以内。教育職員の場合は、最大3年間。
- (2) 成人病、精神疾患及び特定疾患の場合：180日。
※詳しい病名等は、組合手帳「教職員の権利」P15、16参照
- (3) 負傷及び(1)(2)以外の疾病：90日。

【取得の仕方】

- 所定の休暇願用紙に記入し取得できる。(突発的な場合は、校長へ電話連絡し、後日休暇願を提出) 1週間以上にわたるときは、医師の当該休暇の事由を証する書類(診断書)を添付。
- 時間単位でも取得できるが、1日として計算される。

こんな時も病气休暇で！

例1) インフルエンザは病休です。5月からは、新型コロナウイルス感染症も病休扱いとなります。

例2) 風邪や頭痛はもちろん、歯科受診や接骨院へ行くときも、病休が取得できます。体調が悪くても、「年休」を取得してしまいがちですが、体や心の不調の時は、「病气休暇」の取得をおすすめします。「病气休暇」は、校長の承認で取得できます。(1週間以内なら診断書も不要です。詳しくは県教組へ。)



みんなのひろば原稿募集

このコーナーは、組合員のみなさまから、ほっこりしたり、感動したり、ためになったりするような素敵な情報をお待ちしております(*^▽^*) たたとえば…

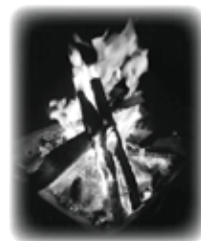
・私の一押し本や映画の紹介 ・なんでも自慢! 「孫自慢」「わが子自慢」「ペット自慢」などなど!

★メール (ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp) やFAX (0120-17-9312) でお寄せください。

みんなのひろば ～理科の先生おすすめ たき火の新しい楽しみ方～

アウトドアが熱い! キャンプや焚き火が大人気! 花火と同じカラフルな炎の焚き火をしてみませんか? ポイントは「炎色反応」。一度は聞いたことがあるような「リアカー無きK村…」Li (赤)・Na (黄)・K (紫)・Cu (黄緑)・Ca (橙)・Sr (紅)・Ba (緑)のように、金属を燃やすと炎の色が変わる現象です。家庭にあるちょっとしたものも利用できます。

重曹を燃やすと黄色の炎 (Na)、ホウ砂を燃やすと黄緑色の炎 (ホウ素)、ミョウバンを燃やすと紫色の炎 (K) に色が変わります。エタノールにとかして、焚き火に入れます。火傷に注意しながら楽しみましょう! (用意が大変だなあという人は「マジックファイヤ」で検索!!) (相馬支部 Tさん)



8月7日に、須賀川市で「夏休みたき火トーク」を開催しました。多くの方のご参加をいただきました。

